大規模小売店舗立地法に基づく意見の概要について

大規模小売店舗立地法（平成１０年法律第９１号）第８条第１項の規定による意見の概要について、同条第３項の規定により公告し、当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和８年１１月６日

１　意見の概要

イ　大規模小売店舗の名称及び所在地

東行田ショッピング広場

埼玉県行田市長野１－２－３　外

ロ　大規模小売店舗立地法第８条第１項の規定による市町村の意見の概要

造成・建築工事等により道路が損傷した場合、施工者の責任において原形に復すこと。

２　縦覧期間

令和８年１１月６日から令和８年１２月６日まで

３　縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター